**資料２**

**「中間とりまとめ」における財源確保のあり方に関する検討**

**～ 東京都の「宿泊税」のような制度の導入について ～**

財源確保の手法について

■　財源の確保が一定規模以上であり、安定的であるという財源の十分性、安定性の観

点からの検証

■　受益者等の範囲、受益等の程度からの検証

課税対象について日本人観光客と外国人観光客を区別することについて

■　等しい負担能力のある人には等しい負担を求めるという水平的公平の観点などから

の検証

宿泊客を課税対象とすることについて

■　公平・適正な課税処分を確保するという観点から、宿泊客を課税対象とすることの

検証

■　各々の負担能力（担税力）に応じて課税するという応能課税の観点からの検証

＜その他＞

１　負担能力の大きい人にはより大きな負担をしてもらうという垂直的公平の観点から

　の課税区分や、担税力、消費能力からの課税対象額について

２　インバウンドの消費行動により恩恵を受ける事業者等からの税徴収について